

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月17日

静岡県教育委員会教育長 池 上 重 弘

静岡県教育委員会規則第11号

静岡県教育委員会組織規則の一部を改正する規則

静岡県教育委員会組織規則（平成30年静岡県教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
（職及び職制） 第 6 条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）	職名	職務	（略）		理事（こども政策連携担当）	（略）	参事（学校教育担当）	（略）	（略）		（職及び職制） 第 6 条 教育部に次の表の左欄に掲げる職を置き、その職にある者は、それぞれ上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。 <table><tr><th>職名</th><th>職務</th></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td>理事（こども政策連携担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td><u>参事（政策管理担当）</u></td><td><u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u></td></tr><tr><td>参事（学校教育担当）</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr></table> 2 （略）	職名	職務	（略）		理事（こども政策連携担当）	（略）	<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>	参事（学校教育担当）	（略）	（略）	
職名	職務																						
（略）																							
理事（こども政策連携担当）	（略）																						
参事（学校教育担当）	（略）																						
（略）																							
職名	職務																						
（略）																							
理事（こども政策連携担当）	（略）																						
<u>参事（政策管理担当）</u>	<u>教育部の所掌事務（教育総務課、教育政策課、教育DX推進課、財務課、教育厚生課、教育施設課、社会教育課及び新図書館整備課の所掌事務に限る。）について所属職員を指揮監督する。</u>																						
参事（学校教育担当）	（略）																						
（略）																							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和 7 年10月20日から施行する。